

# 荒見田地区地区計画

(平成13年 6月 1日城陽市告示第54号)

(平成19年11月13日城陽市告示第99号)

名 称		荒見田地区地区計画		
位 置		城陽市富野荒見田及び富野小樋尻		
面 積		約13.3ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、概ね国道24号と都市計画道路水主長池線に囲まれた区域であり、JR長池駅にも隣接し交通の便が良いことから、現在商業施設、工業施設及びサービス施設が立地している。</p> <p>さらに北側には都市計画道路第二名神自動車道宇治田原城陽線が計画されている。</p> <p>今後用途の混在から起こりうる都市活動上の支障を防止し、調和のとれた商工業主体の市街地の形成を図ることを目標とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>優れた立地条件を活用しつつ、商工業等の事業活動と周辺への影響に配慮するとともに、風俗営業施設等の制限を行うことにより、良好な商工業環境の保全と周辺との調和を図った市街地を形成する。</p> <p>地区北部に位置する準工業地域の街区をA地区とし、商工業業務地としての土地利用の増進を図る。</p> <p>地区南部に位置する近隣商業地域の街区をB地区とし、商業業務地としての土地利用の増進を図る。</p>		
	地区施設の整備方針	_____		
	建築物等の整備方針	<p>1. A地区は、良好な地区環境を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及びかき又はさくの構造の制限について必要な基準を設ける。</p> <p>2. B地区は、良好な商業業務地を形成するため、建築物の用途の制限及びかき又はさくの構造の制限について必要な基準を設ける。</p>		
地区整備計画	地区の区分	区分の名称	A地区	B地区
		区分の面積	約6.9ha	約6.4ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(イ)項第1号、第2号又は第3号に掲げる建築物</p> <p>(2) 建築基準法別表第2(リ)項第2号に掲げる建築物</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第6項に規定する営業を行う建築物</p> <p>(4) 畜舎</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(イ)項第1号、第2号又は第3号に掲げる建築物</p> <p>(2) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物(ゲームセンターを除く。)</p> <p>(3) 建築基準法別表第2(へ)項第5号に掲げる建築物</p> <p>(4) 建築基準法別表第2(と)項第3号に定める事業を営む工場</p> <p>(5) 建築基準法別表第2(と)項第4号に定める物品の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令第130条の9で定めるもの</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限		(6) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第6項に規定する営業を行う建築物 (7) 畜舎
		建築物の敷地面積の最低限度	工業の用に供する建築物の敷地にあつては、500㎡以上でなければならない。	_____
		壁面の位置の制限	工業の用に供する建築物の外壁もしくは、これに代わる柱の面から道路境界線までの距離は2.0m以上とし、隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。	_____
		かき又はさくの構造の制限	前面道路及び敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には、可能な限り、生垣等により緑化を推進することとする。	同 左

# 荒見田地区地区計画

